



* 在宅子育て支援給付金 *

大館市では、お子さんが生後6か月から満2歳になるまで在宅で養育している保護者に対して、子育てに要する費用を支援し、お子さんの健全育成と福祉の向上を目的に、在宅子育て支援給付金を給付します。

※平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に生まれたお子さんは、満1歳以降から対象となります。



対象について

※以下のすべての要件に該当するかた（裏面 Q&A もご覧ください。）

対象児童	1	大館市に住所を有していること
	2	保育園等の未就学施設の利用及び利用申込みをしていないこと（注）
対象保護者	3	大館市に住所を有していること
	4	所得制限内であること （令和6年6月1日の税制改正により、定額減税後の所得が対象となります。）
	5	生活保護の受給者でないこと

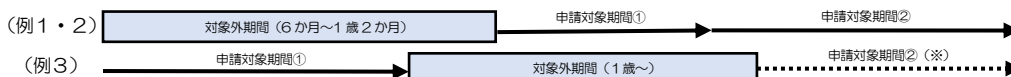
（注）利用の申込みをしている場合は、利用を希望する開始日の前日までが対象となります。

* 申請について *

申請対象期間（在宅子育て期間）は1か月単位で判断し、1か月単位に満たない期間は対象外となります。



＜対象外となる例＞



（例1）お子さんが1歳2か月の時に大館市に転入した場合

（例2）お子さんが6か月～1歳2か月まで未就学施設を利用した場合

（例3）お子さんが1歳となる日から未就学施設の利用を申込みした場合 ※利用申込みを取り下げ、当事業の申請を希望した場合

給付金について

生後6か月以降に在宅子育て期間がある場合に支給します。

▶育児休業給付金受給者：月額 5,000 円

▶育児休業給付金受給のないかた：月額 15,000 円

※在宅月数に応じて6か月に1回、まとめて給付します。

申請期間について

お子さんが1歳・1歳6か月・2歳に達した日からそれぞれ2か月以内に、子ども課へ申請してください。（申請期間より前に転出される方はご相談ください。）

* 必要書類 *

○大館市在宅子育て支援事業支給申請書

○育児休業給付金支給決定通知書の写し または

育児休業給付金受給対象外申出書（父母の分）

※公務員で育児休業給付金を受給しているかたは短期給付決定及び送金通知書の写し（給付金の受給が分かるものの写し）

○振込口座の通帳

○申請者の身元を確認できるもの（運転免許証等）

※その他、支給要件の認定にあたり、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

詳しくは子ども課へお問い合わせください。

☎お問い合わせ先☎

大館市 福祉部 子ども課 子育て支援係

☎0186-43-7053



大館市在宅子育て支援給付金事業 Q & A

Q 1	転入でも対象になるの？
A 1	お子さんが生後6か月から満2歳になるまでの間に、大館市で在宅子育て期間がある場合は対象となります。
Q 2	転出する場合はどうなるの？
A 2	お子さんが1歳・1歳6か月・2歳に達する日より前に転出される場合はご相談ください。
Q 3	父母が仕事をしていて、子どもを祖父母等に預けている場合は対象になるの？
A 3	祖父母等に預けていても、お子さんが未就学施設（※）を利用していない場合は、対象になります。なお、利用の申請をしている場合は、次のQ4にご注意ください。 ※未就学施設とは、「大館市内及び市外の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設」を指します。
Q 4	未就学施設の利用申込みをすると対象にならないの？
A 4	希望する利用開始日の前日までの期間は対象になります。 ※未就学施設の利用申込みをしたかたで、申込みを取り下げ、当事業の申請を希望する場合はご相談ください。
Q 5	育児休業給付金の受給が終了した場合は、それ以降の在宅子育て期間は月額15,000円の対象になるの？
A 5	育児休業給付金を受給しなくなった月の翌月分から15,000円の対象となります。
Q 6	里帰り出産により市外にいる期間は、在宅子育て期間に含まれないの？
A 6	大館市に住所を有している場合は含まれます。
Q 7	短期間だけ託児所を利用した後、在宅で子育てしている場合は対象になるの？
A 7	託児所を利用した後の期間に1か月単位で在宅子育て期間がある場合は対象となります。
Q 8	いつ給付されるの？
A 8	申請から約1か月後になります。 支給日は、給付決定通知の送付に併せてお知らせします。
Q 9	所得制限はどのくらいですか？
A 9	父母の市町村民税所得割額が301,000円未満の世帯が対象となります。 詳しくはお問い合わせください。
Q 10	1か月単位はいつを基準にするの？
A 10	お子さんの誕生日を基準とします。例えば、令和2年5月29日生まれは、令和2年11月29日（生後6か月）から令和3年5月29日（満1歳）までの間に1か月単位で在宅子育ての期間がある場合、令和3年5月29日から2か月の間に申請してください。 ○令和2年11月29日～令和2年12月28日で1か月（次月以降同じ） ※1か月単位に満たない期間は、在宅子育て期間対象外です。